



児童通所訓練施設の給付費申請書等の紛失 事故について

1 事故の概要

11月13日、こども発達支援センターの通所訓練に必要な手続きを行うため、保護者から給付費申請書とサービス等利用計画案に記入いただきました。

受け取った書類二点を、通所訓練に必要な手続きの決定を行う総合福祉事務所に引き継ぐ前に紛失してしまいました。

2 紛失した書類の記載事項

住所、氏名、電話番号、児童の成育状況、児童通所訓練サービス利用の意向・計画

3 事故の経過と原因

12月15日夕方、区は、手続きがされていないことに気づき、調査したところ、必要な書類を総合福祉事務所に送付しておらず、給付費申請書等が見当たらないことが判明しました。

15日夜から16日にかけて、センター事務室内を捜索しましたが発見できず、誤って処分した可能性が高いとの結論に至りました。

16日、利用者様には謝罪いたしました。

総合福祉事務所との書類のやり取りに関する処理経過を記録していなかったこと、および未処理の書類を本来の保管場所でなく机上に保管したことが原因です。

なお、利用者様は、11月から通所訓練サービスをご利用いただいています。

4 再発防止に向けて

個人情報に係る書類の誤送付や紛失など、区民の皆様の信頼を損ねる事故が続いたことをお詫び申し上げます。真に申し訳ありません。

こうした事故が続く根底には、業務の手順やチェック体制など業務管理のあり方に問題があります。現在、全ての事務の総点検を行っており、その中で事務の手順やチェック体制など、業務管理を抜本的に改善してまいります。

こども発達支援センターは12月から、手続きの経過記録を作成するとともに、必要書類を直接、総合福祉事務所に持ち込んでいます。

関係職員については、厳正に対処します。

なお、区では、今後とも事故情報を含め原則的に全ての情報を公開し、開かれた透明な区政を堅持してまいります。

<参考> こども発達支援センター

業務内容：発達に心配のある児童の相談や通所訓練等を実施

所在地：練馬区光が丘三丁目1番1号